年　月　日

発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

団体名

氏　名

１．自主行動規範の趣旨

私は、再生可能エネルギー電気の固定買取制度推進の必要性を理解し、発電利用に供する木質バイオマスについて間伐材等由来の木質バイオマスまたは一般バイオマスであることの証明を行うに当たり、自主行動規範を定め、公表します。

２．再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の推進

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成２３年法律第１０８号）に基づく平成２４年６月１８日経済産業省告示第１３９号で、発電設備区分ごとの調達価格が定められ、木質バイオマスについても種類ごとの調達価格等が定められています。

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電燃料としての木質バイオマスが秩序正しく、円滑に供給されることが必要とされています。

３．取組内容

（１）再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に関する取組

①木質バイオマスの発電利用促進

私は、発電に供する木質バイオマスの利用を推進することに努めます。

②関係者間の連携

私は、発電に供する木質バイオマスの安定的供給等の観点から、関係者間での連携を図ります。

③既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進

私は、発電に供する木質バイオマスの供給に当たっては、製材、合板、木質ボード、製紙等既存利用に影響を及ぼさないよう配慮します。

（２）情報の公開

私は、本行動規範に基づく取り組み状況の概要を多気町において公表します。

（３）第三者による調査

　　　　　私は、本行動規範に基づく取り組みについて、必要に応じ、多気町の調査を受けます。

（４）調査への協力

　　　　　　私は、多気町から調査を行う旨の通知を受けた場合は、必要な情報の提供や現地の案内など、多気町の指示に従い協力します。

（５）分別管理

　　　　　　私は、間伐材等由来の木質バイオマスと一般木質バイオマスを適切に分別管理します。

（６）書類の保管

私は、多気町地域木質バイオマス集材制度に関する書類を5年間保管します。

（7）「多気町ガイドライン」の順守

　　　　　　私は、「多気町地域木質バイオマス集材制度」ガイドラインを順守します。